

第103回産業統計部会・第106回サービス統計・企業統計部会（合同部会）議事概要

1 日 時 令和3年4月28日（水）9:30～12:00

2 場 所 遠隔開催（Web会議）

3 出席者

【委員】

川崎 茂（部会長）、椿 広計（部会長）、岩下 真理、宮川 努

【臨時委員】

宇南山 卓、菅 幹雄、成田 礼子

【審議協力者】

内閣府、農林水産省、経済産業省、東京都、大阪府、日本銀行

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部経済統計課：上田課長ほか

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室：荒川室長ほか

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：萩野室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：中村審査官、大村国際統計企画官ほか

4 議 題 経済構造実態調査の変更及び工業統計調査の中止について

5 概 要

○ 4月22日の統計委員会における委員の意見を共有した後、審査メモに沿って、「製造業事業所調査の新設」、「乙調査の見直し」等の審議が行われた。

○ その結果、変更計画については、一部継続審議となった事項があるものの、おおむね適当と整理された。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

（1）統計委員会での意見

- ・ 意見なし

（2）製造業事業所調査の新設のうち、報告を求める個人又は法人その他の団体、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

- ・ 事業所母集団データベースを母集団名簿とすることは好ましいが、企業ベースで情報を更新しているため、新設の事業所が漏れる懸念がある。

- ⇒ 事業所母集団データベースは行政記録情報や他の調査の結果を用いて、毎年更新している。さらに、本調査の結果に影響する可能性のある大きな工場の新設等については、報道情報等も活用して追加的に把握してまいりたい。
- ・ 事業所母集団データベースでは、企業の新設を把握していると認識しているが、事業所の新設も把握できているのか。
- ⇒ 行政記録情報として、具体的には、登記情報や労働保険の情報を活用し、総務省が対応できる範囲について事業所ベースで捉えている。
- ・ 企業自身が持っている情報の方が事業所母集団データベースを上回る。調査票を本所に送付するのであれば、母集団名簿で把握されていない製造業事業所がないかどうか、確認してはどうか。
- ⇒ 大規模企業については、産業横断調査のC調査票において新設も含めて事業所情報を把握している。事業所の新設をどこまで捕捉できるかは限界があるが、疑義照会などの機会を活用し、可能な範囲で把握に努めることとしたい。
- ・ 工業統計調査と経済構造実態調査で母集団名簿が異なることになるが、過去の工業統計調査のデータとの接続は可能なのか。また、参入や退出の考え方も異なるのであれば、経済産業省における政策上、製造業事業所の新陳代謝等のデータはどのように解釈していくのか。
- ⇒ 事業所母集団データベースの中では、共通事業所コード等を利用して接続することが可能である。集計表は推計個票も含めた全数集計となる。これは、経済センサス-活動調査とのシームレス化を目指した見直しである。参入と退出の取り扱いについては、審査担当が業種ごとに分析しており、これを継続していく。
- ・ 調査事項に関しては特に御意見はなく、適当と整理。また、この調査の実施に当たって、事業所母集団データベースに存在していない事業所があった場合は、疑義照会の際、把握すべく努力いただくよう調査実施者にお願いしたい。その他の点は、おおむね適当と整理。

(3) 製造業事業所調査の新設のうち、報告を求めるために用いる方法

- ・ 是非この方向で行っていただきたい。回収率の影響もわずかであると考えられる。規模の大きい企業を毎年調査するという事なので、同じ企業が例年回答する調査になると思う。毎年のオンライン調査として定着していくようにしてほしい。
- ・ 特段の意見はなく、応援したいという方向であり、適当と整理。

(4) 製造業事業所調査の新設のうち、集計事項及び公表の期日

- ・ 集計事項と参考表として特別集計になるものについて、どのように線引きしているのか。

⇒ 調査計画上の集計事項は基幹統計となるが、特別集計の場合、調査計画に記載されないことになる。特別集計という形となるが、これまでどおり市区町村別の集計表を作成する。

- ・ 調査計画上の集計事項としても構わないようなものが特別集計になっているという印象を受けた。

- ・ 公表期日の変更により国民経済計算の確報公表に影響はないのか。母集団情報が変わることによる国民経済計算の推計上の問題はないのか。

⇒ 公表期日の変更による影響はないことについて、内閣府に確認済み。集計内容についても同様。また、母集団情報については、経済センサス-活動調査の製造業の名簿として工業統計調査の名簿を確認して収録しており、事業所母集団データベースにも格納されることになるので、名簿がつかないということはない。

- ・ 工業統計調査は国民経済計算の2次確報で利用していたと思うが、公表期日が早まることによって1次確報で利用できることはあるのか。

⇒ 国民経済計算の2次確報で利用するに当たっては問題ないということ。これまでと同様に1次確報（旧確報）には間に合わないため、引き続き、経済産業省生産動態統計等による代替系列で推計するものと理解。

- ・ 大きな異論はなく、適当と整理。

(5) 乙調査の見直し

- ・ 乙調査の結果については、経済産業省の担当課に最もニーズがあったが、経済構造実態調査で産業横断的に把握できることもあり、そのニーズが低下したものと理解。

特段意見がないため、適当と整理。

(6) 基本計画、前回答申における今後の課題への対応状況

- ・ 企業の記入負担の軽減や3調査の一体的実施、データの共有には賛成するが、それならば、なぜ、経済産業省企業活動基本調査（以下「企業活動基本調査」という。）で把握する支払利息を、よりカバレッジの広い経済構造実態調査で把握しないのか。データを共有すれば、企業活動基本調査でも使うことができるのではないか。経済構造実態調査の調査事項は増えるかもしれないが、一体調査の観点から言えば、結果的に企業の記入負担は減るだろう。資料3別添5のような調査データ共有の検討を行っているのであれば、経済構造実態調査の調査事項を減らすべきではないというのが自分の意見。

- ・ 経済構造実態調査と企業活動基本調査では、売上高内訳をどれくらいの分類で、どれくらいの割合まで把握しているのか。

⇒ 経済構造実態調査では、生産物分類を導入し 400 程度の分類で把握することとなる。現在は、売上高の上位 6 項目まで把握しているが、今後は上位 15 項目まで把握する予定。一方、企業活動基本調査は部門ごとに 8 項目程度までを把握。

- ・ 売上高分類を経済構造実態調査と企業活動基本調査で統一しないのか。

⇒ 経済構造実態調査は生産物分類、企業活動基本調査は事業活動別の内訳であり、必ずしも一致しない。卸売業や小売業の部分は転用可能。両調査の売上高分類の整理表を次回の部会で提示する。

- ・ 企業活動基本調査は企業の多角化の状況を調べるため、売上高については部門別、従業者数についても組織・部門別に把握している。多角化が企業のパフォーマンスにどのような影響を与えるかについて把握することを主目的としており、カバレッジは経済構造実態調査よりも狭い。

- ・ 法人企業統計調査は、なぜ、経済構造実態調査等と一体的実施が難しいのか整理してほしい。どうしたら将来できるようになるのか、問題を見える化すべき。

⇒ 法人企業統計調査は母集団名簿が異なっていることや、基本計画を踏まえて売上高ベースの抽出等に関する個別の検討が進んでいる状況と理解。今回の変更は第一歩ということで御理解いただきたい。

- ・ 母集団情報が異なるというのは現象面。なぜ異ならなければならないのか、同じにしたらどのような問題があるのかなどについて整理して、今後詰めてほしい。

- ・ 有価証券報告書との連携については考えないのか。

⇒ 課題であると認識している。本調査では原則暦年（1 月～12 月期）での記入を求めているため、限界がある。

- ・ 上場企業は四半期決算を行っているため、1 月～12 月で記載いただくことも対応可能だと思う。

- ・ 母集団情報が統一されていないことについては、以前から調整が必要と指摘されている。統計委員会における議論では、法人番号を活用し変えていくという考え方はなかったか。

⇒ 基本計画において課題が付されていると認識しているが、検討期限までもう少し時間があるので、引き続き検討したい。

- ・ 企業負担軽減の試みは結構なことだと思う。第一歩として適当と整理。

(7) 前回合同部会の指摘事項

- ・ 費用に売上高割合を乗じて事業の費用を出しているという理解で正しいか。一般的に売上高と費用は比例しない。売上高割合を乗じるというのは乱暴ではないか。

⇒ 細かな事業活動別の費用の記入が難しいところであり、折衷案としてこのような方法をとっている。

ただし、今回の変更により、売上高の割合での按分ではなく、費用の割合での按分を行うことから、改善されるものと考えている。

- ・ 有価証券報告書のセグメント情報と事業の分類が一致するのであれば、事業の分類ごとに費用は把握しているはずなので、費用の割合で按分しなくても金額を把握していると思う。

⇒ 実際の金額を把握できることが理想であり、記入要領ではセグメント情報の利用についても案内を行う予定である。一方で、産業分類とセグメントが一致しているとは限らないため、一律の記載の仕方としてはこのようにしている。

- ・ 売上高の割合を乗じるのではなく、費用の割合を乗じるのであれば、これまでよりは良くなったと思う。また、セグメント情報も利用できるのであれば、それによいと思う。

- ・ 資料4-3について、毎年の推計ができないことは前回の審議で理解したところ。しかしながら、先ほど資料3別添5でも説明があったが、企業を対象とする調査の重複是正などを行っていく流れの中で、企業を対象とした調査事項は残しておけば他の調査に転送するなどして活用できるので、残しておくべき。審査の視点は当然承知している。国民経済計算において、支払利息については、特別な計算方法をしているから不要という判断なのだろうが、支払利息は（個々の企業の）付加価値の把握には必要な項目であり、調査目的から外れたことは言っていない。具体的な利活用を踏まえたものとなっているかという観点については、現在の利活用のことだけでなく、将来的な利活用の可能性もあるため、その点を排除するのはおかしいのではないか。SUTだけのためではなく、よりカバレッジの広い調査であるため、経済構造実態調査において把握すべき。

- ・ 冒頭で紹介した前回の統計委員会での委員の発言（企業統計の全体像の整備）とも関連した御意見と理解。事務局からの審査の視点の説明は、委員の発言に配慮する方向での説明と理解。

⇒ 調査実施者としては、実測されたもののみの集計は可能で、必要との判断があれば把握しなくてはならないと考えているが、現時点でその集計結果が何に利活用できるかという点は分からないのが正直なところ。

- ・ （個々の企業の付加価値を把握するための）マイクロデータとしての利活用があり得るとのことだが、この集計自体の解釈や意義についてはどういうことなのかということがわかり、部会としてこういうものを作ろうという判断になれば、マイクロデータの提供の可能性も担保できる。

- ・ 経済構造実態調査において支払利息等を把握して、企業活動基本調査に転用すればいいのではないかと御発言があったが、その可能性はどうか。

⇒ 報告者数は、経済構造実態調査が約 27 万企業となるどころ、約 3 万企業の企業活動基本調査にデータを提供するために調査するというのは対外的な説明が成り立たない。

- ・ 非常に判断に迷うところであるが、理屈を考えて引き続き調査すべきと考えている。審査の観点、報告者負担に重点を置いているが、利用者のニーズにも配慮する必要がある。資料 4-3 の表 2 は不完全で限定的な集計であるとしても、現在の利活用の範囲だけでなく、将来的な利活用の可能性も考えていくべき。審査の視点をしゃくし定規に考えないほうがよい。
- ・ 推計を行わない実測値だけの集計を認めることを統計委員会として判断したという事例になることに留意が必要。補完が難しい場合は、そのまま集計すればよいという先例になる。
- ・ 経済構造実態調査は経済統計の中でも最も大きい調査の一つ。始まったばかりの調査であり、チャレンジすることも大事。やってみるべきではないか。
- ・ 調査項目を継続した方がよい。今後、経済センサス-活動調査で支払利息等をどうしていくかを検討する際、経済構造実態調査で廃止されていることを根拠に不要と判断されてしまうのではないか。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の経済への影響をみる際に、昨年の経済構造実態調査のデータは非常に重宝した。経済構造実態調査は大事に育てていくべき調査と認識。今回、支払利息等を継続して調査するとすればチャレンジングだが、やってみる価値はあるのではないか。
- ・ 統計の専門家ではないが、一般企業にとって、支払利息等は総勘定元帳に計上しているため、さほど負担にはならないと考える。

⇒ 支払利息等を調査事項に入れることについて本当に懸念がないか改めて確認した上で、どのように対応できるか次回の部会で報告させていただきたい。

- ・ 次回の審議に持ち越すこととしたい。
- ・ アメリカでは、個別の統計調査をいろいろ行うのではなく、(軸となる) 公的な統計調査に様々な調査事項を付加して調査することで負担軽減を図っている。そうした考え方も取り入れてはどうか。

6 その他

次回の部会は、令和 3 年 5 月 18 日 (火) 午前中に開催することとされた。

また、本日の審議結果については、5 月開催予定の第 164 回統計委員会において報告することとされた。

(以 上)